とちぎ社労士 No.138

紅葉に染まる八丁出島と男体山　　写真提供：県央支部　今井敬史 会員

★実務研修会 ～テレワークのすすめ～
★県南・県西支部合同研修会
★不適切な情報発信について
★無料年金相談会を新設
★労働保険事務組合について
★令和２年度社労士会セミナーについて
★新入会員ご紹介
★事務局だより
★編集後記

栃木県
社会保険
労務士会
ＵＲＬ

発　行
栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町 3492－46
TEL 028（647）2028
（ホームページ）https://www.tochigi-sr.jp/
発行人　森　田　晃　光

実務研修会

本当に取り組みたいテレワークのすすめ
～ 社労士が知っておきたい推進ポイント ～

事業委員　松　原　靖　子

新型コロナの影響により長らく開催出来ずにおりましたが、令和２年10月９日（金）、東京会片岡正美先生を講師として実務研修会『感染症対策だけではない。本当に取り組みたいテレワークのすすめ～社労士が知っておきたい推進のポイント』が宇都宮市文化会館にておこなわれました。既にZoomを駆使してお客様とやり取りやセミナーを開催されている、はたまた外部セミナーへのweb受講、プライベートではZoom飲み会を催され、慣れている先生方は多くなられているかとは思います。

今回、Zoom使用は、栃木県社労士会初の試みとなります。講師の片岡先生は、東京よりライブ配信をし、会場のプロジェクターにその様子が投影され、途中、テキスト資料の画面に切り替わります。画面上には、講師並びに会場（会場カメラにて現地参加者）、web参加者が並び、久しぶりの先生方の集合にテンションがあがります。（中には事務所の様子がほんのり垣間見れたり）又、時として参加者から質問、発言が入り盛り上がりました。

これら画面切り替えのタイミング、投票機能、チャット等の操作を共同ホストの事務局として藤川佳織理事がスムーズに操作、指揮をとられていて、とても感心いたします。片岡先生のちょっとした要望も即座にテキパキと対応。（私だったら、画面を前に自分が固まるな…。）

開催前に、別日で会場の動作環境（音や接続等）、画面切り替え、タイムスケジュール等の事前リハーサルを行い、当日を迎えたのですが、それでも、機器類のセッテイングに時間がかかり、予測不能の画面停止により、入室していただいた参加者の方にいったん退出していただくトラブルが起こり、10分程開始時間が遅れてしまう等の運営側の難しさも痛感いたしました。（何気にスムーズに行われているセミナーって改めて凄い…）研修の際に片岡先生が『Zoomの操作、テレワークは本を見ているだけでは出来るようにならない。実際にやらないと慣れない。』との言葉に、これまでZoomの受講はあってもホストとしての経験がなかった者としては、心にぐさっと刺さります。

新型コロナによってあらゆる事がこれまでのやり方とは、大きくかわり、変わらなくてはならない状況となってきています。テレワークもこれまで必要とされていないと敬遠していた業種、職種にもさらに広がる事だと思います。

ウェブ使用、会場も定員の１／２以下の人数制限。コロナ感染のリスクを減らし、いかに会員の皆さまに実りある研修が受けられる機会を減らさないようにするのか事業委員会として模索し、今後の研修もZoom兼用の機会は多くなると思いますが、是非とも奮ってご参加いただければと思います。

リアクションする会場受講者

実務セミナーに参加して

県南支部　小　川　章　代

今回のZoomでのセミナーにあたり準備・運営にご尽力いただいた先生、そして講師の片岡先生、本当に有意義なセミナーをありがとうございました。

ＩＴ音痴な私は、過去に２、３回Zoomで家族と話したりすることはありましたが、使い方がよく分からず、このZoomでのセミナーも不安な気持ちで参加しました。しかし、久しぶりにお会いする先生方のお顔を画面で拝見するだけで嬉しい気持ちになり、片岡先生にZoomの使い方やコツを教えていただくうちに、どんどん楽しくなってきました。いつもなら片道１時間かけて宇都宮の会場に行かないと参加できない研修会が、移動なしで参加できるというのは大きなメリットです。

セミナーを聞いて、テレワークの経験もない私は、まずは自分自身が関心をもって体験していかないといけないなと思いました。テレワークを導入することで、生産性が上がったり、人材採用力が向上したり、とてもメリットがあると思いました。決して、コロナ禍や都会の大企業の話ではなく、これからは地方の中小企業にも導入していくべきだと思います。

昨今のＩＴ化の流れについていけてないのが現状ですが、まずは一歩踏み出そうと強く思いました。

社会保険労務士実務セミナー（Web受講参加）の感想

県西支部　加　藤　克　一

令和２年10月９日、Zoomを利用した研修会に自宅兼事務所にて初参加いたしました。

私にとってはZoomの利用は初めてでしたが、講師の片岡先生、事務局や委員スタッフ皆様のお力添えで、特にトラブルも無く最後まで視聴できましたことを感謝しております。

当日は台風が接近する中、私の住む足利は昼前から雨模様となり、もし宇都宮の会場で受講していたなら往復４時間近い雨道運転を伴っていたことを考えると、Web受講の多大なメリットを感じざるを得ません。移動時間が省かれたため午前中も事務作業に専念できたうえ、他人と接触のない自宅なので、コロナ対策のマスク着用の必要もありません。

それではメリットばかりかというとそうでもなく、会場受講のように隣り合った先生方との世間話ができないことの虚無感がありました。また、画面上で顔が拝見できない方々（カメラの問題？）が参加者の半分以上いらっしゃったので、果たして本当に受講しているのかといった疑問点も浮かんできました。おしゃれな背景の設定であったりとかカメラに映えるスマイル研究も課題かもしれません。

研修風景

今や世界中では１日に２億人の方々がZoomを利用していると聞いたことがあります。今回のテーマとして挙げられた「テレワーク」への取り組みを実践すべく、日々進化するネットを駆使した新しいツールに対し、いかに順応していくか…。私としては、ようやく着手し始めた電子申請を早く自由に使いこなせるようにすることを目標といたします。

県南・県西支部合同研修会開催

ZOOM 初心者からデモンストレーションまで

広報委員　正　田　裕　之

去る10月19日月曜日に、標記の研修会が佐野商工会議所・大会議室で開催されました。広々とした会場での開催は「密を避けるにはもってこい」の環境でしたが、秋の様相が強くなった、少し肌寒さを感じる陽気の中では、だんだんと「窓の全開への対策が必要になるな」との気づきが得られる環境でもあったと思います（今後の研修会参加は防寒対策も必要かもしれませんね）。

さて、昨今のリモートワークの進展や労働生産性の向上等で、社会保険労務士の業務の中でも切っても切り離せないツールになりつつある「WEBミーティングツール」ですが、本研修会は同ツールの中でも代表格と思われる「ZOOM」にフォーカスした内容として開催されました。

ZOOM については「研修等で参加の際に使ったことがある」「すでに顧問先との連絡に使っている」という先生方から「自事務所の研修会を ZOOM にて開催している」という先生まで、その活用レベルは様々となっているのが実際だと思われます。

しかしながら、急速に浸透したツールであるため、先生の中には「全く使ったことがないが、何とかしなければ」とお思いの先生もゼロではないのではないかと思います。

実際に、県会他で実施する研修会等では「ZOOM での参加が前提」、もしくは「導線の一つとして設定」されるものが増えてまいりました。

そこで「何とかしなければ」と危機感をお持ちの先生の「お困りごとの解決」から、実際の「ZOOM を使ったプロのプレゼン（商品のデモンストレーション）」までを一度で体感できる内容として、本研修会が開催されました。

参加された先生は「ZOOM は初めて」の先生から「ZOOM は問題なくログインできるけど、詳しい機能について知りたい」という先生を中心に、中には「ZOOM はどんどん振り回せるけど、プロの ZOOM での説明を聞きたい」という目的での参加まで、幅広い層が参加者の実態であったかと思われます。

通信環境の整備においても、ポケット Wi－Fi をレンタルにて調達し、会場に Wi－Fi 環境がない状況にも見事に対応をされていらっしゃいました。Wi－Fi の設定方法から手取り足取り行われた講義は、一人の脱落者を出すことなく、最後まで完結できており、事前の準備の手厚さが推し量れる開催でした。

また、実際のプレゼンテーションを実施いただいたエムケイシステムの松岡様、セルズの鳴子様のご説明は立て板に水を流すような、まさに我々が目指す「ZOOM 活用の完成形の一つ」であったと思います。内容を自事務所の経営に活かすのみならず、ZOOM の活用の部分でも大きな学びの機会になったのではないでしょうか。

今後も開催が増えることが見込まれる「研修会等のリモート開催」ですが、本研修会の実施で「自信が持てないでいた」皆様も、「何となく参加していたが、知識が怪しかった」皆様も、不安なく参加ができる環境づくりの一助になったものと思料します。

県南・県西支部合同研修会に参加して
［ZOOMとは何か？　説明・実践］

県西支部　齋　藤　　智

今回は県南・県西支部合同で、昨今浸透してきた「ZOOM」の使い方に関するセミナーを実施されるとのことで、これを良い機会に勉強してみようと参加を決めました。

これまでも同年代（平均年齢70歳）の有志でPCの勉強会は実施しており、これまで３回ほどZOOMを使った会合を行って来ましたが、今回はこれ等とは違った経験ができ、大変貴重な時間となりました。

というのは、直前でノートPCに不具合が出てしまい、急遽「スマホ」での参加となったからです。

ソーシャルディスタンスをとってのリアル会場

講師の渡邊徹会員

当日は県南・県西の両支部の役員さんが中心となり、渡辺会員が講義を、そして宮下会員から個別フォローを実施して頂きました。

私も急遽の「スマホ参加」となりましたが個別フォローを頂きながら参加ができたため、皆様と同じように使い方を学ぶことができました。

アプリのインストールで簡単に参加ができることは目から鱗ともいえる体験で、場所に縛られない仕事の仕方の一端を体験できたものと思います。

県会の研修もZOOMを併用した開催が増えてきました。

コロナ禍における現在、働き方・働いてもらい方等の対応策、テレワークやBCP（事業継続計画）等々の学習や整理が必要と痛感しています。

そこで、これからは、リモート参加も踏まえて学習の機会を確保していきたいと思います。

（役員の皆様、有難う御座いました。2020・10・26）。

ZOOMとは何か？　説明・実践研修会に参加して

県西支部　藤　掛　妥　代

私はこれまで、ZOOMを特に使わなければならない状況にならなかったこともあって、使ったことがありませんでした。ネットで使い方などを調べたこともありましたが、実際使ってみないとわからないことが多かったです。全く知らないどこかのセミナーで初めて使う勇気はなかったので、県南・県西支部合同で「ZOOM」の研修会の案内が届いたときは“入門編です”とも書いてありましたので、チャンスだと思いました。

受講方法は会場を選択して、当日はスマホをもって参加しました。Wi－Fiにつなぐ操作、ZOOMに参加する操作、分からないところはその都度教えていただいて、何とか参加することができました。ありがとうございました。

もし、次回ZOOMに参加する機会があったら、今回の操作の復習、またできなかった操作をいろいろ試してみたいと思っています。おかしな操作をして間違って退出をしてしまっても、ホストが許可をしてくれると再入室できるとのことで一安心、その時は許可していただけますようお願い致します。

また、今回はスマホで参加しましたが、機会があれば今度はパソコンを使って自宅から参加してみようと思います。研修会場に行くのも良いと思いますが、遠方の研修会はなかなか参加が難しくZOOMが使えたらより研修に参加しやすくなると感じました。

不適切な情報発信について
～ホームページパトロール最前線～

総務委員長　豊　田　充　穂

発端は、５年ほど前に一人の社会保険労務士が書いたブログ記事でした。

そのタイトルは、「社員をうつ病にり患させる方法」（このタイトルを繰り返し10回読むと、読んでいるほうがうつになりそうです）というもので、新聞掲載などもされ、話題にもなったため、多くの会員の皆さんの記憶にも残っていると思われます。

問題となったブログ記事の内容は、「会社にとって問題のある社員には、就業規則上の罰則を適用し、降格減給処分とし、経済的なダメージを与え、また、指導の一環として反省文を書かせることで自分を責める精神状態に追い込み、うつ病に罹患させ、最終的に会社から追放してしまおう」というものでした。この記事は、ネット上で非難を浴び、また、日本労働弁護団や全国過労死を考える家族の会他の団体が、社労士資格を管轄する厚生労働省に対し、監督責任を果たし、当該社労士に対し厳格な懲戒処分を下すことを求め、実際に当該社労士は事態を重く見た所属社労士会及び厚生労働省から重い懲戒処分を受けました。

当該社労士は、「モンスター社員を解雇せよ！凄腕社労士の首切りブログ」というブログを運営しており、問題の記事はその中の一つのトピックとして書かれたものであり、常々類似記事を掲載してきたため、問題の記事を掲載するにあたり、こんな大問題になるとは考えていなかった様子です。問題が表面化した後にも、「特定の誰かを誹謗中傷したわけでもなく、自分の考えを書いただけで、憲法上も言論の自由は保障されているはずだ」とも主張していたようです。

この不適切ブログ問題の後、この問題に関する全国社会保険労務士会連合会会長声明が発表され、次に「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針」が策定され、その後、当該指針を理解するための小冊子も発行されています。既に多くの会員の皆様もお読みになっていると思われますが、当該指導指針では、「不適切と考えられる情報発信」を次の通り定義しています。

> 不適切と考えられる情報発信とは、その内容が社会保険労務士法第１条、第１条の２及び第16条の規定に反するもの、あるいはそのおそれのあるものをいう。
>
> 具体的には、過去の処分事例に照らせば、次の５つのいずれかに該当する情報が発信されている場合、指導の対象となるものと考えられる。
>
> ①　社労士制度の目的（事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること）に反する内容
> ②　社労士の職責（公正な立場での業務の遂行）に反する内容
> ③　社労士の業務を行うに当たり必要とされる労働社会保険諸法令の理解が不十分と認められる内容
> ④　社労士の信用及び品位を害する内容
> ⑤　使用者による労働者に対する違法な権利侵害や刑罰法規に違反する行為をそそのかすような内容」

また、不適切な情報発信の事例として次のような表現を例示しています。

「社員をうつ病に罹患させる方法」「合法的なパワハラの方法」「労働基準法上必要のない休暇を与えていませんか」「労働時間はそのままに残業代を大幅削減」「社会保険料の削減方法をお教えします」「〇〇助成金獲得のノウハウ教えます」「障害年金、必ずもらえる診断書を医師に書かせる方法」「100％会社側」「労働者の味方」等々。

そして、こうした情報発信を行った場合は、社労士法第25条の３に定める懲戒処分事由の「この法律の規定に違反したとき及び社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当する、あるいはそのおそれがあることとなり、懲戒処分又は指導の対象となり得るとされています。

この指導指針を受け、栃木県社会保険労務士会でも、年１回ほどの頻度で所属会員の情報発信チェックを行っています。具体的には、総務委員が手分けして、所属会員のホームページなどを閲覧し、その記載内容の妥当性を判断し、問題のある可能性のある表現を総務委員会に持ち寄り、総務委員全員で協議するという方法をとっています。ここ数年のチェックでは、明らかに問題があると判断されたものはありませんでしたが、多少の表現の修正が必要ではないかと判断されたものが数例ありました。

ホームページ等で各会員が発する諸々の情報発信（事務所方針や考え方、具体的な業務内容案内、報酬・手数料等）は、自由が尊重され、他から干渉されないことが大原則であると考えますが、一方で上記に例示したような多くの人に不快な印象や誤解を与える表現を行うことにより、社労士業界の品位を疑われ、また、自分の立場を危うくすることのないよう常に自戒したいものです。

社会保険労務士 倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

１．品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

２．知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し、理論と実務に精通しなければならない。

３．信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

４．相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

５．守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

「無料年金相談会」について

～ 来年１月より無料年金相談会が開設されます ～

昨今の障害年金をはじめとした年金相談の需要の高まりに即し、栃木県社会保険労務士会でもこれまでの「労務相談会」に加え、年金相談会の実施を行う運びとなりました。

そこで発起人の一人でもある岡本先生より、開設にあたっての意気込みを寄稿いただきました。

～「知らなかった」ということがなくなるように ～

県央支部　岡　本　かおり

私には夢があります。それは、例えば病気で働けない人も、介護している人も、人生においてどんなに困難なことに直面したとしても、必ず相談する場はあり、解決策があるということを、広く人に知ってもらい、一人で思い悩み絶望するようなことのない世の中にしたいという夢です。

私は、年金事務所で相談業務をしています。そこで様々な相談を受けます。老齢年金だけでなく、遺族、障害年金のこと、離婚分割、外国人の年金等実に様々です。日々相談を受ける中で感じるのは、「知らなかったから請求をしなかった」「知らなかったから保険料を納めなかった」というように、知っていたなら受け取れていたものを受給できなかったということが非常に多いということです。また、年金事務所に相談する前に社労士に相談していたなら、方法はまだあるのにと思う人が多くいるということです。

年金事務所の窓口で相談を受ける場合と、社労士として相談を受ける場合とでは立場が違います。例えば障害年金の請求では、初診日によって納付要件や加入要件の確認をします。場合によっては納付要件を満たせず、障害年金は受給できないと言われることがあります。それでも具体的に調べてみると、案外他に方法があり受給につながったりすることもあるのです。カルテが無く初診日の証明が取れない、障害認定日の診断書が取れないという時も、何かないか考えていくと、方法は見つかったりするのです。しかし、年金事務所の窓口側では請求できるように書類を整えることが求められ、深く掘り下げるようなことはしません。もちろん、詳しく聞き取りをして受給の可能性を懸命に探してくれる相談員もいますが限界があるのです。相談者が、初めに社労士に相談していたなら、相談する場があったなら、受給できていたかもしれないと思うことがしばしばあるのです。相談者側も、年金事務所に行く前に社労士に相談したいと思っていたかもしれません。ですが、社労士に個人的に相談する場合は有料で、そもそもだれに相談したらいいかも分かりません。障害年金の場合は特に、身体が不自由な方や病気の方なので、社労士を調べることも大変な作業です。もし初回だけであっても、料金のことを気にせず相談する場があれば、その後につなげていけると思うのです。また、相談者本人や親族だけでなく、病院の看護師、ケースワーカーや、介護の方、支援関係の方からも、気軽に相談を受けられる場所があれば、皆さんの協力によって受給の可能性が大きく広がっていくと思うのです。

残念ながら年金制度は人々にあまり知られていません。そのため、誤った情報に惑わされて多くの人が不安になっています。私たちは正しい情報を伝えなければなりません。私は、日本の社会保障制度はまだまだ捨てたものじゃないと思っています。いろいろ言われていますが、良い制度だと思っています。年金を受給できるようになって、良かったと安心される相談者の姿を見た時、心からそう思うのです。こういう制度があるということを一人でも多く伝えたいし、とにかく相談してほしいと思うのです。困ったときに、すぐに思いついてほしいのです。障害年金で、遡及請求というものがあります。もし、日本中全ての人が年金制度のことを知っていたら遡及請求はなくなるはずです。なぜなら、負傷して働けなくなった時や、病気が長引いた時に、「障害年金がある！」とすぐに思いつき、障害認定日で請求できるからです。何年も経過して

遡って請求するということがなくなれば、初診日の証明が取れなかったり、カルテが無いなんてことも起こらないのです。

来年１月から社労士会で無料年金相談会を行うことになり、まず一歩踏み出すことができることになりました。障害年金だけではなく老齢年金、遺族年金等についても、幅広く相談を受けられる場所としてこの相談会を知っていただき、本来もらえるべき年金をしっかり受け取ってもらいたいと思っています。そして、全ての人が安心して暮らしていけるように、その手助けの場となるようにしていきたい、それが私の願いです。始まったばかりで先はまだ分かりませんが、どうか皆様のご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

栃木県社会保険労務士会「無料年金相談会」 令和３年開催予定日

1月13日（水）	1月27日（水）	2月10日（水）	2月24日（水）
3月10日（水）	3月24日（水）	4月14日（水）	4月28日（水）
5月12日（水）	5月26日（水）	6月9日（水）	6月23日（水）
7月14日（水）	7月28日（水）	8月11日（水）	8月25日（水）
9月8日（水）	9月22日（水）	10月13日（水）	10月27日（水）
11月10日（水）	11月24日（水）	12月8日（水）	12月22日（水）

時　間　：　午前１３時３０分から午前１６時３０分まで（予約制です。相談開催日の２日前までに、当会宛ご連絡ください。）

場　所　：　栃木県社会保険労務士会館（水色の建物です。駐車場完備。下図をご参照下さい。）

○住　所○

〒320-0851　栃木県宇都宮市鶴田町３４９２－４６

TEL　028-647-2028

（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ）https://www.tochigi-sr.jp/

○交　通○

最寄り駅　ＪＲ日光線鶴田駅（車で５分）、又は、関東バスにて JR 宇都宮駅より「運転免許センター行き」又は「楡木車庫行き」のバスに乗車

姿川第二小学校前にて下車、徒歩５分。

確認しましょう！　最低賃金

栃木県最低賃金が　時間額　８５４円　に！

― 改正発効は　令和２年１０月１日　から ―

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。

なお、特定の産業には、特定最低賃金が定められています。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（ 028 ― 634 ― 9109 ）又は、最寄りの労働基準監督署　にお問い合わせください。

必ずチェック　最低賃金！　使用者も、労働者も。

労働保険事務組合について
～申請、認可から運営まで～

県央支部　平　出　宣　幸

１．事務組合の設立について

平成30年４月１日付にて、併設する任意団体「宇都宮東法務経営研究会」に労働保険事務組合の認可をいただきました。元々は平成26年秋に知人事業主同士の飲み会親睦団体（？）として設立していたのですが、私自身が将来的に事務組合の認可が欲しかったこと、認可を受けるためには２年間の運営実績が必要であることから、事前に所属事業主の方々には事務組合の役割や特別加入について説明をさせていただき、認可手続の同意をいただいたうえで、所属事業主からは後ろから背中を押される（背中を蹴られる？）形で平成２９年１２月に認可申請をさせていただきました。

２．認可を受けてよかったこと

私が事務組合の認可を受けて良かったことは、中小事業主・一人親方の特別加入を受託することによる売上の確保、委託先の囲い込みができることです。

認可以前は、特別加入に関しては別の事務組合への委託をお願いしていました。しかし現在弊所の顧問先のうち特別加入を希望される事業所は８割を超えており、また委託先からのご紹介で、特別加入者を希望される新規委託先をご紹介いただくこともあります。

３．運営していく上での留意点

労働保険事務組合の主たる目的の１つは、労働保険料の徴収・納付です。年度更新で計算した労働保険料を委託先事業主から徴収し、納付期日までに納付する義務を負う以上、労働保険料の管理もしっかりしなければなりません。そのため、委託事業主から徴収してきた労働保険料はできる限りその日のうちに専用口座（決済用普通預金）に預け入れるとともに、帳簿への速やかな記帳も重要な業務になります。（少なくとも領収書を作成する以上は、預かった労働保険料額が間違っていたとは絶対にいえませんし、徴収漏れも防がなければなりません。）

また、特別加入の手続も重要な業務になります。特別加入を希望される委託者のなかには、元請からの要求により速やかに手続をしてもらいたいとの依頼もあり、場合によっては土日休日に関わりなく電子申請を活用して、特別加入手続を行うこともあります。仮に手続が漏れたり遅れた場合には、委託者は療養補償給付や休業補償給付などが受けられないこともあることから、最悪損害賠償を求められるリスクもあり、いつまでに手続を完了させなければならないのかなど、こちらもその点では慎重になります。

４．まとめとして

弊所の事務組合について簡単に書かせていただきましたが、他県とは異なり、栃木県では事務組合の設立がしやすいといわれる半面、その管理には手間もかかります。特に委託事業所から労働保険料の徴収や帳簿作成については…。報奨金も請求できる代わりに、それだけの手間とリスクをかける意味があるかどうかは各会員の皆様のご判断に委ねたいと思います。

令和２年度社労士会セミナーについて

事業委員の宮下です。今年度の社労士会セミナーを担当しております。

新型コロナウイルスをきっかけに各研修会が、オンラインを利用しての開催に変化しております。今年の社労士会セミナーについては、事業委員会で頭を悩ませまして、結果、12月３日（木）会場とオンラインのハイブリッド方式をとることにしました。

そして、内容ですが、こちらも初の試みとして、第１部では企業の社長様を講師としてお呼びします。株式会社サンクゼールの久世社長です。㈱サンクゼールは、ワインやジャム等の食品を製造販売している長野県の会社で、全国の商業施設内に、久世福商店やSt.Cousairという店舗を展開しています。栃木県内では、那須と佐野のアウトレットにSt.Cousair、宇都宮のパセオ店内に久世福商店があり、会員の皆さんも一度は見かけたことがあるのではないでしょうか。㈱サンクゼール様は、早くから外国人や女性を活用し、独自の働き方改革を進めてきました。またコロナ禍においても様々な事業展開をしております。企業代表のナマの声を聴くことは、我々社労士にとって企業現場を知るチャンスであり、顧客への提案のヒントが見つかるかもしれません。

第２部は、昨年の社労士会セミナーで外国人雇用に関してご講義いただきました、杉田弁護士をお呼びいたします。今回のコロナで企業の働き方はめまぐるしく変化しました。終身雇用といった「日本型雇用」の問題点や、欧米諸国で主流となっている「ジョブ型雇用」へ移行について、詳しく語っていただきます。杉田弁護士は芳賀町のご出身で、真岡高校を卒業しており、栃木県に縁のある先生です。大変気さくなお人柄で、お話も上手です。会員の皆様もセミナーに関し質問がございましたら、事前に受付いたします。

12月３日のセミナーでのお二人の講師のお話は、我々社労士にとっても、また顧客である企業様にとっても大変実りあるものになると思いますので、会員の皆様、ぜひお客様に宣伝していただき、一緒に参加をお願いいたします！

開催日時：12月３日（木）13：00～16：45
会場参加：80名　栃木県教育会館
ＺＯＯＭ参加：270名　お手持ちのパソコン、スマートフォンによる受講
申込詳細：栃木県社会保険労務士会ホームページ　https://www.tochigi-sr.jp/
又は、ＷＥＢチラシより　https://www.tochigi-sr.jp/seminar/

株式会社サンクゼール　久世　良太 社長

センチュリー法律事務所　杉田　昌平 弁護士